平成２２年（フ）第１号
福岡県豊前市大字高田260番地１
債務者　井上　静夫
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第６７０号
長崎県長崎市泉３丁目２番33―304号
債務者　藤井　啓三
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７０３号
長崎県長崎市辻町４番31号　西谷アパート102号室、旧住所長崎県長崎市大浜町1605番地１　コアマンションマリナシティＥ棟608
債務者　澤嶋　達也
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８号
長崎県長崎市界１丁目８番26―101号、旧住所長崎県長崎市田中町105番地１コアマンション長崎ネクステージ803号
債務者　池田久美子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０１号
長崎県大村市今津町1419番地14
債務者　社家間宏子
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２６０号
長崎県大村市竹松本町666番地17
債務者　山口　忠儀
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２６９号
長崎県大村市竹松本町1130番地１エアポートハイツ206、前住所長崎県諫早市多良見町中里1705番地４グレイス多良見203号
債務者　平野　由美
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２７１号
長崎県大村市富の原１丁目1350番地20、前住所長崎県大村市桜馬場２丁目348番地３フレグランス桜馬場102
債務者　辰己ハルミ
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２７２号
長崎県諫早市福田町37番18号
債務者　吉村　秀貴
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
長崎県大村市玖島２丁目338番地７サンフラワー102号、前住所長崎県大村市久原１丁目116番地４
債務者　桑岡　美子
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２７４号
長崎県諫早市真崎町1742番地３　清雲荘３号、前住所長崎県諫早市天満町57番２号
債務者　清水小夜子
１　決定年月日時　平成22年１月20日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
長崎県東彼杵郡東彼杵町里郷700番地１
債務者　松井みず代
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第２号
長崎県諫早市堂崎町５番地１　県住Ｌ棟504号
債務者　田中ミツ子
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第３号
長崎県大村市水田町1466番地２区77号
債務者　琴岡　リヨ
１　決定年月日時　平成22年１月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第１１４３号
熊本市桜木４丁目６番47号　フレグランス桜木101
債務者　大林　郁子
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１６６号
熊本県宇城市豊野町糸石2608番地１
債務者　神谷　法恵
１　決定年月日時　平成22年１月19日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１１９０号
熊本市戸島西１丁目29番32　トーカンマンション健軍東２番館802号室
債務者　市川　直美
１　決定年月日時　平成22年１月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年３月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部